

春秋航空股份有限公司 旅客、荷物の国内運輸総条件

目録：

第一章総則	第六章座席予約	第十一章オーバーブッキングしたフライト	第十六章連続運輸
第二章運輸制限と運輸拒否	第七章飛行便の時刻、キャンセルと変更	第十二章搭乗	第十七章損失責任及び賠償上限
第三章チケット	第八章航空券の変更	第十三章手荷物の輸送	第十八章行政手続き
第四章チケット価格と税金	第九章キャンセルポリシー	第十四章飛行機での行為	第十九章効力および修正
第五章チケット購買	第十章チケットの紛失	第十五章旅客サービス	

第一章 総則

第一条 春秋航空股份有限公司（以下、「春秋航空」という）の国内便の旅客と荷物の正常な運輸秩序を構築・維持し、運輸管理を強化し、旅客、春秋航空とその他利益関係者の合法的な利益を保障するために、関係法律法規及び規定に基づき、この国内便の旅客と荷物運輸の総条件（以下、「本条件」という）を制定する。

第二条 適用範囲

（一）本条件は、春秋航空が飛行機で旅客、荷物を運送して料金を受け取る国内航空運輸に適用する。無料および特殊チケット価格の使用条件、契約、証票に別途規定がある場合を除き、本条件は無料・特殊チケット価格での運送にも適用する。両者が一致しない状況において、特殊条件・運送価格規則は本条件よりも優先される。

（二）チャーター輸送

チャーター契約に基づき実施する運送である場合、本条件は当該チャーター契約またはチャーターチケット条項で本条項を引用する状況においてのみ適用する。

（三）コードシェア

春秋航空と他の運送引受人との間のコードシェアにより実施し、本条件は春秋航空が実際に運営するコードシェア便の運送にのみ適用する。

第三条 本条件では下記の用語を使う。

（一）国内航空運輸：旅客運輸契約書に基づき、その出発地、約定経由地と目的地がすべて中華人民共和国の国内にある航空運輸のこと指す。

（二）運送人：民間航空機を使って旅客、荷物或いは貨物の運輸に従事する公共航空運輸企業のことを指し、国内運送人、香港マカオ台湾地

区の運送人と外国運送人を含む。実際の運送人とは、実際航空運輸及び付帯サービスを提供する航空会社である。両務協議、例えばコード共有プロトコルがある場合は、実際の運送人は市場側の運送人ではないかもしれない。

(三) 春秋航空：春秋航空は運送人であり、SPRING AIRLINES COMPANY LIMITED を英語名とし、略称 SPRING AIRLINES であり、フライトの二文字コードは 9C、三文字コードは CQH、IATA コードは 089 であり、ホームページは www.ch.com と m.ch.com である。

(四) 春秋航空の運輸規定：春秋航空の、本条件に基づいて制定・発表した、チケット発行時に有効な旅客及び荷物の運輸管理に関するその他規定は、適用のチケット価格及び適用条件を含むがこの限りでない。

(五) 販売代理者：民間航空運輸販売代理に従事する企業のことを指す。

(六) 春秋航空の授権販売代理者（以下、「授権販売代理者」という）：春秋航空の委託を受け、春秋航空から代理費をもらい、且つ春秋航空の授権した範囲内で代行して民間航空運輸販売業務を処理する販売代理者のことを指す。**春秋航空と委託契約を締結していない販売代理者、またはその他の企業や個人は春秋航空の授権販売代理者ではなく、旅客のために価格問合せ、チケット購入、支払代行を行う場合、旅客の代理人とみなされる。**

(七) 地上サービス代理者：民間航空運輸の地上サービスの代理業務に従事する企業のことを指す。

(八) 春秋航空の授権地上サービス代理者（以下、「授権地上サービス代理者」という）：春秋航空の委託を受け、春秋航空から代理費をもらい、且つ春秋航空の授権した範囲内で代行して民間航空運輸地上サービスを処理する地上サービス代理者のことを指す。

(九) 旅客：春秋航空の許可を得て飛行機で運送される、乗組員以外のいかなる者のことを指す。

(十) 団体旅客：まとめて組織され、人数が 10 人以上で、航程、搭乗日、便名と座席クラスが同じであり、且つ団体チケット価格を支払う旅客を指す。

(十一) 児童：旅行開始日に年齢が 2 歳以上 12 歳未満の者を指す。

(十二) 乳児：旅行開始日に年齢が 14 日以上 2 歳未満の者を指す。

(十三) 座席予約：旅客が予約した座席、座席クラス或いは荷物の重量、体積を残しておくことを指す。

(十四) 予約クラス：予約クラスは旅客情報、航空券の料金、利用可能なサービス、変更／キャンセルポリシーによって決まります。予約クラスは大文字 (A~Z) または大文字と数字の組み合わせで表されます (M、P1 など)。

(十五) 1 番目の予約クラス：予約クラスと同じです。

(十六) 2 番目の予約クラス：1 番目の予約クラス内での差異を明示するのに使用します。旅客サービス、変更／キャンセルポリシーは同じです (2 番目の予約クラスに左右されません)。クラスコードの最後の文字が 2 番目の予約クラスを表しています (クラスコードが 1 文字のみの場合、2 番目の予約クラスはありません)。例えば予約クラスが「MA」の場合、2 番目の予約クラスは A で、M クラスの旅客サービス、変更／キャンセルポリシーが適用されます。

(十七) 春秋航空の契約先（以下、「契約先」という）：春秋航空と座席予約或いはチケット予約の契約書を締結する団体或いは個人のことを指

す。

(十八) 運航便：運送人が規定の航路、期日、時刻に基づいて運航するフライトを指す。

(十九) 旅客座席予約書：旅客がチケットを予約する前に記入する、運送人或いはその授權販売代理者が座席予約とチケット発行をする根拠となる業務伝票のことを指す。

(二十) 有効な身分証明書：旅客がチケットの購買や搭乗時に示さなければならない、政府主管部門によって規定された、自らの身分を証明する証書を指す。これには、中国籍の旅客の住民身分証、臨時身分証、軍官証、武装警官証、士兵証、軍隊學員証、軍隊文職幹部または定年退職幹部証と軍隊職員証、香港・マカオ地区住民・台湾同胞旅行証明書、規定に従い使用可能な有効なパスポート、外国人居留証、外交官証、船員証、16歳以下の未成年者の戸籍簿、学生証、出生証明書、及び戸籍所在地の公安部門が発行した身分証明等の証明書が含まれる。

(二十一) チケット：運送人或いはその授權販売代理者が販売し、搭乗権利を承認して授与する運輸確認書である。

(二十二) 電子チケット：運送人或いはその授權販売代理者が販売し、且つ運輸権利を与え、電子データで現れる有効な運輸証明書を指し、紙チケットの代わりとなる。

(二十三) 航空運輸電子チケットの行程表：旅客が電子チケットを購買する時に、運送人或いは授權販売代理者が発行する支払い証明書或いは費用請求証明書を指し、同時に、旅客の行程を説明するものである。旅客は、春秋航空直属の営業部または空港チケット販売カウンターの営業時間内に、無料で航空運輸電子チケットの行程表を取得することができる。配送を希望する場合、配送料は旅客が負担する。

(二十四) 乗り継ぎチケット：二つ（含むむ）以上の便を記すチケットのことを指す。

(二十五) 往復チケット：出発地から目的地に向かってまた元の航路で戻るチケットのことを指す。

(二十六) 連続チケット：旅客に発行し、且つもう一冊のチケットと一緒に単一の運輸契約書となるチケットのことを指す。

(二十七) 日：暦の日で、協定世界時或いは地元の時間で決める時間帯で、当日のゼロ時から翌日のゼロ時までの24時間を指す。本条件では北京時間を適用する。通知に使う時に、通知を出す日はカウントされない。チケットの有効期間を決めるのに使われるときに、チケットの発行日或いは飛行便の飛ぶ開始日はやはりカウントされない。

(二十八) レギュラーチケット：フライトナンバー、搭乗日と予約済み座席を示すチケットのことを指す。

(二十九) 普通チケット価格：チケット価格の適用期間中に、価格主管部門と民間航空主管部門より発表されたエコノミークラスの各クラス等級で普通の成人旅客に適用する最高チケット価格のことを指す。チケット価格の管理方法に変更がある場合、当時の規定に準じる。

(三十) 特種チケット価格：普通チケット価格より安く、且つ使用制限条件があるチケット価格のこと。

(三十一) 定員以上の予約：フライトナンバーの予約済み座席数が当該フライトナンバーの実際許容できる販売座席数を超えていることを指す。

(三十二) ノーショー：旅客が規定時間以内に搭乗手続きを終わらせていない、或いは旅行証明書が規定に合わないの、搭乗できないことを指す。

(三十三) 搭乗漏れ：旅客が就航ダイヤの始発空港で搭乗手続きを終わらせた後或いは経由先で指定の便に搭乗できていないことを指す。

(三十四) 間違い搭乗：旅客が実際搭乗しているフライトナンバーがチケットに載っているフライトナンバーではないことを指す。

(三十五) 荷物：旅客が旅行中に着用、快適さ或いは便利さのために持つ必要或いは適量の物品とその他個人財物のことを指す。別途規定がある場合を除き、旅客の預け荷物と非預け荷物を含む。

(三十六) 預け荷物：旅客が春秋航空に保管・運輸を依頼し、且つ荷物運送状をもらった荷物のことを指す。

(三十七) 非預け荷物：春秋航空の許可を得て規定の荷物品種、数量、重量と体積範囲内で、旅客が自分で機内に持ち込み、保管に責任を負う荷物

と身の回り品のことを指す。

(三十八) 身の回り品：春秋航空の許可を得て旅客が自分で機内に持ち込んだ零細な小物のことを指す。

(三十九) 荷物運送状：チケットの中の、預け荷物の運輸と関係する部分を指す。

(四十) 手荷物タグ：預かり荷物に掛かっている、或いは貼りついている、番号、始発地、目的地などを明記している識別ラベルのことを指す。

(四十一) 出発時間：就航ダイヤの旅客の搭乗後、飛行機のドアを閉める時刻を指す。

(四十二) 搭乗手続き締切時刻：航空会社によって規定される、旅客が搭乗手続きを完了し、搭乗券を受け取らなければならない最も遅い時刻を指す。

(四十三) 約定経由地：出発地と目的地の以外に、チケットの中に示す地上で経由する途中空港のことを指す。

(四十四) 途中立ち寄り：春秋航空の事前許可を得て旅客が出発地と目的地の間で旅行する時に予定するあるところへの立ち寄りのことを指す。

(四十五) 乗り換え：旅客が出発地と目的地の間で旅行する時に、途中に同じ運送人の他の便或いはほかの運送人の便に乗り替えて目的地に到達することを指す。

(四十六) 損失：春秋航空が提供する航空運輸の中で、或いは航空運輸に関係するほかのサービス時に、発生する直接的な実際損失のことを指し、死亡、けが、遅延、紛失、損壊或いはその他原因による損失を含む。

(四十七) 不可抗力：予想できない、不可避、且つコントロールできない状況のことを指す。

(四十八) 変更手数料：運賃使用条件に基づき、旅客が自ら元の予約運航便の変更を希望する際に、春秋航空が徴収する費用を指し、これには運航便や期日等の変更手数料が含まれる。

(四十九) チケット差額：旅客が自ら低価格のチケットから高価格のチケットへの変更を希望した際の、運賃の差額を指す。

(五十) 運送人の原因：機材の不備、運航便の調整の不適切、スタッフや整備士の職務怠慢等の、春秋航空に責任を帰すことのできる原因を指す。但し、バードストライク等の突発状況により生じた航空機の故障、軍の活動や政府の命令により招いた運航便の臨時の変更、運送禁止、航空管制、空港、燃油供給、または情報システム等の第三者の原因により招いた保障の中断等の、予測できず克服が不可能な、または避けることのできない状況は、いずれも運送人の原因に属さない。緊急避難や人道主義等の原因により自発的に講じる、旅客に損害を与える可能性のある作為や不作為も、運送人の原因に属さない。別途指定する場合を除き、本条件における運送人の原因とは、春秋航空の原因である。

(五十一) コードシェア便：同時に2社以上の航空会社のコードを使用する運航便を指す。

第二章 運輸制限と運輸拒否

第四条 運輸制限

(一) 保護者のいない子供、赤子、病人或いは身体障害者、妊婦、盲人、聾啞者、犯人或いは犯罪容疑者などの、体或いは精神的な状況で、旅の途中で特別な世話を要す或いは一定の条件の元ではじめて運輸できる旅客は、春秋航空の運輸規定に適合し、春秋航空の事前許可を得て、且つ必要に応じて準備した後、運輸することができる。上述の関係運輸規定と条件について、春秋航空に問い合わせることができる。

(二) 運輸制限旅客の人数：安全のことを考え、春秋航空は機種に基づき、各便の運輸制限旅客の人数をコントロールする。エアバス A320/A321 機種の各便の運輸制限旅客人数は5人以内とする。

第五条 運輸拒否

春秋航空は安全上の理由や合理的な判断に基づき、下記の状況のうち一つに属するとみなす場合、旅客とその荷物の運送を拒否する権利を有する。

(一) 国の関連法律、政策規定、命令により、運送が禁止されている。

(二) 旅客の行為、年齢、精神状態、身体状況が航空旅行に適さないか、自らやその他の旅客または財産になんらかの危険や危害をもたらす可能性がある。

(三) 旅客が国家の関係法律、法規と政府の規定及びほかの規範的な書類の規定を守らない、或いは春秋航空の関係規定を守らない。

(四) 旅客がセキュリティ検査を受けることを拒否する。

(五) 旅客が適用されたチケット金額や費用を支払わない、または春秋航空との間の信用払いを引き受けない、もしくは担保を履行しない。

(六) 旅客は本人の有効な旅行用証明書を示すことができない。

(七) 旅客が示しているチケットは、不法で手に入れたもの、或いは春秋航空或いは授權販売代理者から買ったものでない、或いは紛失届が出されたもの或いは窃盗されたもの、偽造されたもの、或いは落書きされたものと証明されている。

(八) チケットを示す者は、本人がチケットの「旅客の名前」欄に載っている者だと証明することができない。

(九) 旅客が示すチケットは、その座席予約記録が無効なものだと証明されている。

(十) 旅客は春秋航空の安全或いは安全保障上の指示を守らない。

(十一) 旅客は機内の禁煙或いは電子設備使用に関する規定を守らない。

(十二) 旅客に飛行機での不良行為記録があり、且つ春秋航空にこのような不良行為が再度発生する可能性があると感じる理由がある場合、または旅客に以前春秋航空やその従業員を脅かす破壊、暴力、その他の不利な行為があり、且つ春秋航空にこのような脅威が発生する可能性があると感じる理由がある場合。

第六条 運輸拒否されている旅客に対する手配

運輸拒否されている旅客に対し、春秋航空は下記の規定に基づき対応する。

(一) 本条件第五条第(一)項の状況に適合する旅客の場合、購買したチケットは本条件第三十六条の非自分からのチケットの払い戻し規定に基づき対応する。

(二) 本条件第五条第(二)、(三)、(四)、(十)、(十一)、(十二)項の状況に適合する旅客に対し、購買したチケットは、本条件第三十七条の自分からのチケットの払い戻し規定に基づき対応する。

(三) 本条件第五条第(五)項の状況に適合する旅客に対し、本条件第十一条第(二)の規定に基づき、旅客より不足のチケット金額或いは税金を追加して支払い、或いは本条件第三十六条の非自分からのチケットの払い戻し規定に基づき、支払済みチケット金額を返す。

(四) 本条件第五条第(六)項に適合する旅客に対し、本条件第三十七条の、自分から就航ダイヤ、期日を変更する或いは第五十五条のノーショーの規定に基づき対応する。

(五) 本条件第(七)、(八)、(九)項に適合する旅客に対し、春秋航空はそのチケットを差し押さえすることができ、必要に応じ関係主管部門

に報告する。

第三章 チケット

第七条 一般的な規定

(一) チケットは春秋航空とチケットに氏名が記載された旅客の間の運輸契約書の初歩的な証拠である。

(二) 旅客が春秋航空の規定に従い全部のチケット代金を支払後、春秋航空またはその授権販売代理者が旅客のためにチケットを発行する。

(三) チケットは記名式であり、春秋航空はチケットに氏名が記載された旅客に運送サービスを提供し、旅客は春秋航空の規定に従い相応の有効な身分証明書を提示する。

(四) チケットは譲渡してはならない。

(五) チケットは修正してはならない。修正後のチケットは無効となる。

(六) チケット使用についての規定

1. 電子チケットを使用する旅客は、**チケット購入時に提供した有効な身分証明書を提示しなければならない**。さもないと搭乗する権利を持たない。
2. 乗り継ぎ**チケットはチケットに記載された航程で始発地から順に使用しなければならない**。春秋航空から許可を得ずに、**旅客が経由地で前倒して旅行を終了してはならない**。
3. チケットにはクラス等級を明記し、且つ便名で座席と期日を決めた後、春秋航空は運輸を引き受ける。座席を決めていないチケットの場合、春秋航空は旅客の申請に基づき、適用のチケット価格と申請される便の座席の利用可能な状況に基づき、旅客のために座席を予約する。
4. 旅客はチケットの有効期間中にチケットに明記している**全部の航路を完成しなければならない**。
5. 定期チケットは、**チケットに載っている運送人、搭乗日、フライトナンバーとクラス等級にのみ適用する**。

第八条 チケットの有効期間

普通チケット価格のチケットの有効期間は旅行開始日から一年以内に有効である。チケットは全部使用されていない場合、チケットの発行日から一年以内に有効である。

特種チケット価格のチケットの有効期間は、春秋航空運輸規定による。

チケットの有効期間の計算は、旅行開始日或いはチケット発行日の翌日ゼロ時から有効期間の満了日の翌日ゼロ時までとする。

第九条 チケット有効期間の延長

(一) 春秋航空の下記の原因のいずれかにより、旅客はチケットの有効期間内で旅行できないことを引き起こす場合、そのチケットの有効期間は、春秋航空が当該チケットの支払い済み金額のクラス等級で座席を提供できる第一便まで延長される。

1. 旅客の座席を予約済みフライトナンバーをキャンセルした
2. キャンセルされたフライトナンバーの約定経路地に旅客の出発地、目的地或いは途中立ち寄り先を含むんでいる。
3. 合理的な期間内にフライトナンバーの時刻通りに飛ぶことができない。
4. 旅客の座席を取った便では乗り継ぎできない。
5. 旅客のクラス等級を変更した。
6. 予約した座席を提供できない。

(二) 普通チケット価格のチケットを持っている、或いは普通チケット価格のチケットの有効期間と同じな特種チケット価格のチケットを持っている旅客が、チケットの有効期間内で旅行できないのは、春秋航空が旅客の座席予約時にチケットのクラス等級に基づき座席を提供できないことにより引き起こした場合に、そのチケットの有効期間は、春秋航空がこのチケットの支払い済み金額のクラス等級で座席を提供できる第一便まで延長されることができ、延長期間は七日間を超えないとする。

(三) 旅行を開始済みの旅客が保有しているチケットの有効期間内に病気で旅行を続けることができなくなった際は、春秋航空にチケット支払金額について別途規定がある場合を除き、春秋航空は当該旅客のチケットの有効期間を、医師の診断証明書により当該旅客の旅行に適する日まで延長することができる。または、運航便の状況に応じて、当日以降のチケットに記載された座席クラスのうち空席のある春秋航空の最も早い運航便まで延長し、当該顧客は第三十七条第(五)項の病気による払戻に必要な資料を提供する。病気を患った旅客に同行する旅客のチケットも同様に延長することができるが、最多で1名を超えないものとする。

(四) 旅客が旅行の途中で死亡した場合、当該旅客の同行者のチケットの有効期間を延長することができる。旅行開始後に旅客の近親者が死亡した場合、当該チケット有効期間を同様に延長することができる。以上のあらゆるチケットの延長手続は、死亡証明書を受け取った後に行なわれ、そのチケットの有効期間の延長は、死亡日から最長で45日を超えないものとする。

第四章 チケット価格と税金

第十条 チケット価格の適用

(一) チケット価格は、旅客の出発地空港から目的地空港までの航空運輸価格のことを指し、空港と市内の間或いは同じ都市の空港と空港の間の地上運輸費用を含まない。

政府或いは関係当局の規定の、旅客から徴収する税金と費用、及び政府或いは関係当局の承認の、空港経営者或いは運送人より旅客に対し徴収する費用は、チケット価格の中に含まれない。当該税金或いは費用は旅客が支払う。

燃油サーチャージと民間航空発展基金は、運送人が国の関連規定に従い発表し徴収する。普通運賃の10%を適用し乳児席を利用しない大人は燃油サーチャージを免除し、児童は成人の徴収基準の50%に基づき燃油サーチャージを徴収する。

(二) チケット価格は、旅客のチケット予約日に適用するチケット価格である。チケットは販売後、チケット価格の変更がある場合、チケット金額

が変わらない。

(三) 春秋航空が発表するチケット価格は直行便の運輸に適用する。旅客が経由或いはほかの便への乗り換えを要求する場合、実際飛行区分で足してチケット価格を計算する。

(四) 特種チケット価格を使用する旅客は、当該特種チケット価格の規定条件を守らなければならない。

第十一条 チケット金額の支払い

(一) 旅客は国家の規定の貨幣と支払い方式でチケット金額を支払わなければならない。春秋航空と旅客の間に別途協議書がある場合を除き、チケット金額は一律して現金で支払わなければならない。

(二) 受け取ったチケット金額と適用のチケット価格は合わない或いは計算上の間違いがある場合、春秋航空の運輸規定に基づき、旅客が不足する金額を支払う、或いは春秋航空が余分に受け取った金額を返す。

(三) 特別な販促チケット価格を除き、チケット価格は10人民元を計算単位とする。春秋航空が受け取る或いは支払ういかなるほかの費用は、すべて人民元を計算単位とし、端数は一律して四捨五入する。

第十二条 特種チケット価格

(一) 革命傷痕軍人、公務後遺障害のある人民警察官、身体障害のある消防救援人員は、それぞれ「中華人民共和国革命傷痕軍人証」、「中華人民共和国人民警察後遺障害補償証」、「国家総合性消防救援チーム障害者証明書」を持って、同じ便の成人普通チケット価格の50%でチケットを購入する。傷痕軍人、後遺障害のある人民警察官、身体障害のある消防救援人員は、特殊チケット以外のその他の適用されるチケットを購入することができるが、相応のチケット使用条件を遵守する。

(二) 児童は同じ便の成人普通チケット価格の50%で児童チケットを買う。座席が提供される。

(三) 赤子は普通チケット価格の10%で赤子チケットを買い、座席が提供されない。単独で座席を占有する必要がある場合、児童チケットを買いなければならない。各成人旅客が一人以上の赤子を連れる時に、人数超過分の赤子は、児童チケット価格を支払わなければならない。

(四) ストレッチャー・酸素を使用する旅客のチケット価格：ストレッチャー・酸素を使用する旅客の個人チケットとストレッチャー・酸素ボンベの追加料金の二つの部分で構成され、ストレッチャーの旅客からはストレッチャーの使用料を徴収せず、酸素ボンベの旅客からは具体的に使用する酸素ボンベの数量に応じて費用を計算する。

(1) 個人チケット費用：大人のエコノミークラス普通運賃チケット価格に基づき計算し、特殊チケット価格や割引チケット価格を使用してはならない（児童を除く）。

(2) ストレッチャー・酸素ボンベのチケット価格の計算方法：旅客がストレッチャーを使用する航程について、キャビンでストレッチャーが占める相応の座席数の大人エコノミークラス普通運賃を追加で徴収する。酸素ボンベを使用する旅客については、具体的に使用する酸素ボンベの数量に応じて費用を徴収する。

(3) ストレッチャー・酸素ボンベの旅客に同行する人員は、実際の対外的に販売する座席クラスの価格に基づき、単独でチケットを購入する。

(五) 特別販促チケット価格：旅客が春秋航空のホームページの www.ch.com と m.ch.com で提供される特別販促チケット価格のチケットを購入する場合、その適用条件はホームページで発表される規定による。

(六) ツアー旅客チケット価格：本条件第三条第(十)項の定義に適合する旅客に適用する。赤子チケット、児童チケットを買う旅客はツアー人数の中に計算してはいけない。ツアー旅客チケット価格を適用するチケットの場合、春秋航空の特別規定を守らなければならない。

第十三条 特種チケット価格のチケットの場合、旅客のチェンジ、変更、チケットの払い戻しを制限・排除する条件を付けることができる。旅客は需要に合ったチケット価格を選ばなければならない。

第五章 チケット購買

第十四条 チケット購買方法

旅客は春秋航空の発表ホームページ、春秋航空の直属チケット売り場或いは授権販売代理者のチケット売り場でチケットを買うことができる。

第十五条 チケット購買規定

(一) 旅客はチケットを購入する時に春秋航空の規定に基づき、如実に個人の有効な身分証明書、電話などの重要な情報を報告しなければならない。旅客は春秋航空の直属チケット売り場或いは授権販売代理者のチケット売り場でチケットを買う時に「座席予約書」を記入しなければならない。

(二) 児童チケット或いは赤子チケットを買う場合、児童或いは赤子の生年月日の有効な証明書を提供しなければならない。

(三) 乳児および12歳未満の児童が搭乗する際は、必ず18歳以上の完全な民事行為能力を具えた大人が同行しなければならない。5歳以上12歳以下の児童が単独で搭乗する場合、春秋航空へ大人の付添なしの児童搭乗手続きを申請しなければならず、春秋航空の同意後にチケットを購入することができる。出生日から14日未満の乳児については、春秋航空は運送を引き受けない。

(四) 運輸制限旅客はチケットを購入する際に、春秋航空の規定に基づき関係証明書を提供し、春秋航空の同意を得た上でチケットを買うことができる。

(五) 旅客はコードシェア便のチケットを購入する場合、座席指定と航空券購入の際に、航空会社及びその授権販売代理者は旅客へこの運航便の性質、市場側の運送人と実際の運送人について告知する。

第十六条 各旅客は自分でチケットを持たなければならない。

第十七条 春秋航空或いは授権販売代理者は旅客の要望に基づき、片道チケット、乗り継ぎチケット或いは往復チケットを売らなければならない。

第十八条 春秋航空のチケット売り場及びホームページなどのルートでチケットを売る中で、旅客に対し、便の出発遅延及びキャンセル後のサービスを知らせなければならない。

第六章 座席予約

第十九条 春秋航空は旅客の予約済みクラス等級で座席を提供しなければならない。

第二十条 旅客は座席を予約後、有効な身分証明書原本により、所属する航空会社の指定カウンターで搭乗手続きを行う。旅客がチケット購入の際に使用した身分証明書と、搭乗手続きの際に使用する証明書は、同一のものでなければならない。

定期チケットの場合、春秋航空からチケットを購入すると同時に座席が決まる。

第二十一条 座席予約時に、旅客が春秋航空の規定手続きとチケット購入時限以内でチケット金額を支払って春秋航空或いは授權販売代理者の確認を取ってはじめて座席が予約済みとみなされる。春秋航空或いは授權販売代理者の認可をなくして座席が予約済みとはみなされない。

第二十二条 乗り継ぎチケット或いは往復チケットを持っている旅客は、座席予約済み便に搭乗できなく、且つ事前に春秋航空に対し、チケットに載っている乗継便或いは帰りの便の座席を残してほしいと知らせていない場合、春秋航空は関係の便の座席予約をキャンセルすることができる。ただし、旅客は事前に春秋航空に知らせると、関係の便の座席予約はやはり有効である。

第二十三条 座席予約と関係サービス手配の必要で、旅客は春秋航空に対し、正確で完全な個人情報（例えば、有効な身分情報、住所、電話など）を提供しなければならない。同時に、旅客は春秋航空に対し、その個人資料を保管し、且つ資料を春秋航空の関係部門、その他関係運送人或いは関係サービスの提供者に提供できることを授權する。

第二十四条 春秋航空は実際の運転状況に基づき、便の座席予約開始時刻と座席予約締切時刻を決めることができ、必要に応じ、ある便の座席予約を一時停止することができる。

第二十五条 ツアー旅客は座席を予約した後、規定時限以内或いは事前に約定した時限以内にチケットを買わなければならない。さもないと、予約の座席を保留しない。

第七章 発着時刻表、フライトのキャンセルと変更

第二十六条 発着時刻表

(一) 春秋航空はできるだけ旅行日に発効した発着時刻表通りに旅客と荷物を運輸する。但し、発着時刻表またはその他の場所に示す時刻表に記載された発着時刻や機材は、発表日から旅客が実際に旅行を開始する日までの間に変更が発生する可能性があり、春秋航空は当該発着時刻および機材について保証せず、当該発着時刻および機種は航空運輸契約書の構成部分ではない。

(二) 春秋航空は「発着時刻表」或いはその他の発表された発着時刻における誤りや漏れに対し責任を負わないが、損失が春秋航空の故意による場合、もしくは損失を招く可能性があると知っていながらの軽率な作為または不作為による場合を除く。春秋航空は自らの代表者、従業員、代理人が出発・到着時刻、期日、航空機の運航について行った解釈に対しても責任を負わない。

(三) 春秋航空は旅客の予約を受け付ける前に、旅客へその時点の有効な運航便の時刻を告知し、旅客のチケットに明記する。チケット販売後、春秋航空は運航便の時刻を変更する可能性がある。旅客が春秋航空へ有効な連絡先を提供した場合、春秋航空は旅客へ運航便の時刻の変更を通知する。旅客が春秋航空の運航便の時刻変更を受け入れることができず、春秋航空が旅客の受け入れられる代替の運航便を手配することができない場

合、旅客は本条件第三十六条「非自主払戻」の規定に従い、払戻手続きを行う。チケットの非自主変更の手続きを行う際、旅客が代替運航便を確認後、旅客の理由によりさらに変更または払戻を提起した場合、自主変更・払戻の関連規定に従い処理する。

第二十七条 フライトのキャンセルと変更

下記のいずれかのことがある場合、春秋航空は事前に通知をせずに、機種或いは航路を変更したり、フライトをキャンセルしたり中断・遅延・延期したりして飛行することができる。

- (一) 国家の法律、政府の規定と命令を守るため。
- (二) 飛行の安全を保証するため。
- (三) その他コントロールできない原因。

第二十八条 本条件第二十七条の原因の一つにより、春秋航空はフライトをキャンセルしたり遅延したりして旅客に予約済み座席（クラス等級を含む）を提供できない、或いは旅客の途中立ち寄り先或いは目的地で滞在できない、或いは座席予約済みフライトに乗り継ぎできないことを引き起こした場合、旅客の合理的な需要を考え、下記の対策の一つを実施する。

- (一) 旅客のために利用可能な座席がある春秋航空のその後のフライトを手配する。
- (二) 元のチケットに載っている航路を変更し、春秋航空のフライトで旅客を目的地或いは途中立ち寄り先まで輸送し、チケット金額、重量超過分の荷物費用とその他サービス費用の差額は、余分にもらったものを返すが、不足のものは追加して支払ってもらう必要がないとする。
- (三) 本条件の第三十六条の非自分からのチケットの払い戻し規定に基づき対応する。

第二十九条 フライトの遅延・キャンセル時の旅客サービス

フライトの遅延・キャンセル時の旅客に対し、春秋航空はそれぞれ本条件の第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条と第八十九条の規定に基づき対応する。

第八章 チケットの変更

第三十条 旅客がチケットの購買後、フライトナンバー、期日、クラス等級の変更を要求する場合、春秋航空及び授権販売代理者は実際の可能性に基づき、積極的に対応すべきである。

第三十一条 非自主変更

非自主変更とは、運航便の欠航、前倒し、出発遅延、航程変更、または元の指定座席を提供できない状況が原因で、旅客が要求する変更を指す。

- (一) 運航便の欠航、3時間以上の遅延により旅客が提起した変更は、非自主変更として手続きを行い、変更手数料は発生しない。
- (二) 春秋航空の運航便に搭乗する旅客は、天候や航空管制等などの制御不可能な、または予測できない、春秋航空以外の原因により運航便の欠航、前倒し、出発遅延、運航便の変更、乗継不能、または元の指定座席を提供できない状況を招いた場合、春秋航空が旅客の合理的な必要性を考慮し、以下の措置のうち一つを講じる。

(1) 旅客のために、座席を利用可能な春秋航空の運航便を優先的に手配する。

(2) 元のチケットに明記された航程を変更し、春秋航空のフライトを手配して、旅客を運送目的地または途中の経由地まで運送し、チケット代金、手荷物超過料金の差額が多い場合は払戻を行い、不足する場合は補填するが、これにより発生した追加の税金差額、地上輸送費用、およびその他のサービス費用は別途徴収する必要がある。

(三) 春秋航空の運航便に搭乗する旅客は、**春秋航空の原因**により運航便の欠航、前倒し、出発遅延、運航便の変更、乗継不能、または元の指定座席を提供できない状況を招いた場合、春秋航空が旅客の合理的な必要性を考慮し、以下の措置のうち一つを講じる。

(1) 旅客のために、座席を利用可能な春秋航空の運航便を優先的に手配する。

(2) 元のチケットに明記された航程を変更し、春秋航空または双方が同意するその他の運送手段を手配して、旅客を運送目的地または途中の経由地まで運送し、チケット代金、手荷物超過料金、その他のサービス費用の差額が多い場合は払戻を行い、不足する場合は補填する。

(四) 別途契約がある場合を除き、非自主変更の要求は、春秋航空が座席を提供できる以降の最も早い時刻に出発する運航便の規定出発時刻までに提起しなければならない。旅客が上記の規定時間以外に非自主変更申請を提起した場合、本条件第三十六条の非自主払戻の規定に基づき対応する。

第三十二条 運送人の変更

旅客がチケットを購入した後、自分から運送人の変更を要求する場合、本条件第三十七条の自分からのチケットの払い戻し規定に基づき対応する。本条件第三十一条第(一)項の原因により、旅客は運送人の変更を要求する場合、本条件第三十六条の非自分からのチケットの払い戻し規定に基づき対応する。

第三十三条 自分からの変更

(一) 旅客がチケット購買後、フライトナンバー、期日の変更を要求する場合、春秋航空及び授権販売代理者は春秋航空運輸規定に基づき、フライトに利用可能な座席があつて時間の許す条件の元、本条第(二)、(三)、(四)、(五)款に別途規定がある場合を除き、春秋航空現行の自主変更規定により処理される。

(二) 「中華人民共和国革命傷痕軍人証」、「中華人民共和国人民警察後遺障害補償証」、「国家総合性消防救済チーム障害者証」により大人普通運賃の50%の優待を享受する、革命傷痕軍人、公務後遺障害のある人民警察、身体障害のある消防救済人員がチケットの変更を要求する場合、変更手数料が免除される。春秋航空が発表したその他の優待航空券を購入する軍・警察関係の身体障害者は、座席の具体的な規定に従い実施する。

(三) 大人普通運賃の10%優待を使用し、乳児用座席を使用しない旅客が変更を要求する場合、変更手数料が免除される。

(四) 大人普通運賃の50%優待を使用する児童の旅客が変更を要求する場合、レギュラークラスのY座席のチケットとして手続を行う。その他の座席の児童用チケットは、大人用の標準に基づき変更手数料が発生する。

(五) 団体チケットを保有する旅客が変更を要求する場合、春秋航空の具体的な商品に別途規定がある場合を除き、対応する座席クラスの規定に従い実施する。

(六) 低価格の運賃から高価格の運賃への変更は、旅客からチケットの差額と運賃使用条件で要求される変更手数料を徴収する必要がある。高価格の運賃から低価格の運賃への変更は、まず元のチケットの自主払戻規定に従い手続を行い、さらに変更後の座席クラスまたは運賃に基づき、再度

チケットを購入する。

(七) 運賃に別途規定がある場合を除き、変更手数料とチケット差額はチケットに記載された価格に基づき計算する。

第九章 チケットの払い戻し

第三十四条 春秋航空が運輸契約書通りに運輸を提供できない、または旅客が自主的に旅行手配の変更を要求する場合、旅客の未使用の全部もしくは一部のチケットについて、春秋航空は本章の関係規定に基づきチケットの払い戻しを行なう。

第三十五条 チケットの払い戻しの一般的な規定

(一) 本条件第九条第(一)項の原因のいずれかにより、春秋航空が運輸契約書通りに運輸提供できなく、旅客からチケットの払い戻しの要求がある場合、本条件第三十六条の非自分からのチケットの払い戻しで対応する。

(二) 旅客自分から旅行スケジュールを変更してチケットの払い戻しを要求する場合、本章第三十七条に基づき対応する。

(三) 旅客が払い戻しを要求する場合、春秋航空が規定する払い戻し申請書に記入する。旅客が航空電子運輸電子チケット行程表をプリント済みである場合、電子チケット行程表の原本を春秋航空へ返却した上で、払い戻し手続きを行うことができる。

第三十六条 非自主払い戻し

非自主払い戻しとは、運航便の欠航、前倒し、出発遅延、航程変更、または元の指定座席を提供できない状況が発生した際に、旅客が要求する払い戻しを指す。

(一) 欠航、3時間以上の遅延により旅客がチケットの払い戻しを要求する場合、非自主払い戻しとして手続きを行う。チケットの全部が未使用の場合チケット代金全額および税金を返却し、払い戻し手数料を免除する。チケットの一部が使用済みである場合、返却する代金は旅客が支払ったチケット代金から使用済み航程部分のチケット代金を差し引いた金額とし、この金額には元の実際の代金支払の際の割引率を適用する。残りの部分はすべて旅客へ返却するが、払い戻し金額が元の支払代金の金額を超えてはならない。

(二) 飛行機が規定以外の空港へ着陸し、当日の飛行がキャンセルされたり3時間以上遅延したりして、旅客がチケットの払い戻しを要求した場合、旅客の所持するチケットの座席クラス等級に応じて、着陸地から目的地までのチケット金額を返却するが、払い戻し金額が元の支払代金の金額を超えてはならない。

(三) 飛行機が規定以外の空港へ着陸し、当日の飛行がキャンセルされたり3時間以上遅延したりしないが、旅客が旅行の中断や終了を提起した場合、未使用の航程部分のチケット代金を返却し、残りの航程部分を廃棄する。

(四) 旅客が自主的にフライトの変更を希望し、変更手数料とチケット代金差額を支払った後に、変更したフライトに異常が発生し、非自主払い戻しの条件に適合するチケットについて、旅客が払い戻しを要求する場合、全部のチケット代金と税金を返却するが、支払済みの変更手数料は払い戻さない。

第三十七条 自分からのチケットの払い戻し

(一) 旅客自分からチケットの払い戻しを要求する場合、本条(二)、(三)、(四)、(五)、(六)、(七)項に別途規定がある場合を除き、

春秋航空現行の自主払戻規定により処理する。

(二) 「中華人民共和国革命傷痕軍人証」、「中華人民共和国人民警察後遺障害補償証」、「国家総合性消防救援チーム障害者証」により大人普通運賃の50%の優待を受取る革命傷痕軍人、公務後遺障害のある人民警察、身体障害のある消防救援人員がチケットの払い戻しを要求する場合、払い戻し手数料が免除される。春秋航空が発表したその他の運賃優待を使用して航空券を購入した軍・警察障害者のチケット変更は、対応する座席クラスの具体的な規定に従い実施する。

(三) 大人普通運賃の10%の優待を使用し、乳児要座席を利用しない旅客がチケットの払い戻しを要求する場合、払い戻し手数料が免除される。

(四) 大人普通運賃の50%の優待を使用する児童の旅客が払い戻しを要求する場合、レギュラークラスY座席のチケットとして手続きを行う。その他の座席クラスの児童のチケットは、大人の標準に基づき払い戻し手数料が発生する。

(五) 旅客は病気でチケットの払い戻しを要求する場合、飛行機の規定出発時間前に、春秋航空に県レベル（含む）以上の医療機関より発行された飛行期間において搭乗に適合しない、且つスタンプ付の『診断証明書』（診断書、登録票、カルテを含む）、病院のコンピュータが印刷した50元または50元以上の医療領収書、及び搭乗人の証明書を提供すれば、払戻の手続き料が免除される。搭乗者は上記の資料を手に持って一つひとつ写真を撮影し、フライトの規定された出発時間までに、全部の資料と共に撮影した写真を春秋航空へ提供しなければならない。病気にかかった旅客の同行者がチケットの払い戻しを要求する場合、病気にかかっている旅客のチケットコピーと関連証明資料のコピーを提供し、その旅客と同時に手続きをしなければならない。払戻手数料は免除されるが、最大で同行者1名までとし、それ以外の同行者は自主払戻の規定に基づき手続きを行う。

(六) 乗り継ぎチケット、往復チケットを持っている旅客から自分からのチケットの払い戻しを要求する場合、春秋航空の関係業務規定に基づき、本条件第三十七条の自分からのチケットの払い戻し第（一）項の規定に基づき、各区分のチケットの払い戻し料を受け取る。

(七) 旅客が飛行機の経由地で旅行を中止する場合、この便の未使用区分のチケット金額を返さない。

(八) 運賃に別途規定がある場合を除き、払い戻し手数料はチケットに記載された価格に基づき計算する。

第三十八条 団体旅客

団体旅客がチケット購入後に払い戻しを要求する場合、春秋航空の具体的な商品に別途規定がある場合を除き、座席クラスの規定に従い実施する。

第三十九条 チケットの払い戻し時限

旅客はチケットの払い戻しを要求する場合、チケットの有効期間に春秋航空に出さなければならない。さもないと、春秋航空は拒否することができる。

第四十条 チケットの払い戻し場所

旅客はチケットの払い戻しを申請する際、元のチケットの発行場所または春秋航空の直属のチャネルへ連絡し、手続きを行うことができる。特殊な商品のチケットで、別途払い戻し場所の制限規定がある場合は、この限りではない。春秋航空の直属販売チャネルには、春秋航空直属のチケット販売所、カスタマーサービス 95524 ホットライン、春秋航空公式オンラインチャネル（公式ウェブサイト、モバイルアプリ、ミニプログラム）が

含まれる。現金払いおよびPOS 端末でカードを使用して支払った旅客の払い戻しは、元のチケットの購入場所でのみ手続を行うことができる。

第四十一条 金額の払い戻し方法

春秋航空は旅客のチケットを買った時の支払い方法と同じ方法で金額を旅客に返す。旅客はクレジットカード或いはデビットカードで支払った場合、春秋航空はチケット代金を 30 営業日以内に元のカードの口座に返却することができる。

第四十二条 チケットの払い戻し金額の受取者

(一) 春秋航空はチケットに載っている名前の旅客にしか金額を返さないことができる。

(二) チケットに載っている旅客は当該チケットの支払人ではなく、且つチケットにチケットの払い戻し制限条件がある場合、春秋航空は載っているチケットの払い戻し制限条件に基づき、代金を支払人或いはその指定先に返さなければならない。

(三) 旅客はチケットの払い戻し時に、有効な身分証明書を示さなければならない。代金の受け取り者がチケットに載っている旅客ではない場合、受取者は旅客と代金受取者の有効な身分証明書を示さなければならない。

(四) 春秋航空はチケット代金を、航空運輸電子チケットの原本を持つ、且つ第四十二条第(一)、第(二)、第(三)項の規定に適合している者に返し、正当なチケットの払い戻しとみなされなければならない。それと同時に春秋航空はかかわる運送責任がなくなる。

第十章 チケットの紛失

第四十三条 紛失チケットの紛失届

(一) 航空運送電子チケットが紛失された、或いは破損した場合、旅客が払戻をしようとするれば、文書で春秋航空に紛失届を出さなければならない。

(二) 旅客は紛失届を申請する際に、自らの有効な身分証明書を提示しなければならない。紛失届を申請する者が旅客本人ではない時、旅客と紛失届申請者の有効な身分証明書、および春秋航空が必要とするその他の資料や証明を提示しなければならない。且つ文書で申請すること。

(三) 旅客の紛失届を出す前に、チケットの全部或いは一部が他人に使われた或いはチケットの払い戻しが行なわれた場合、春秋航空は責任を負わない。

第四十四条 チケットの再度購買

航空運送電子チケットの紛失後、旅客原因によりアウトプットされた電子チケットが紛失された時に、『航空運送電子チケット行程票管理方法』の規定に基づき、再度アウトプットを行わない。旅客は航空運輸電子チケットを紛失した場合、再度チケットを買う必要がなく、本人の有効な証明書で旅行をすることができる。

第四十五条 紛失チケットの払い戻し

(一) 不正に使用されたり払い戻しが行われたりしていない紛失したチケットについて、旅客は「紛失チケット再発行・払戻申請書」を提出し、その後 7 営業日以降から 3 ヶ月以内に再度春秋航空へ連絡して払い戻し手続を行う必要があり、相応の払い戻し手数料が発生する。

第四十六条 チケット紛失の終止

(一) 旅客がチケットの紛失届を申請したが、チケットの有効期間中にチケットの原本が見つかった場合、春秋航空のチケット売り場で、**またはカスタマーサービスへ連絡し**、チケット紛失の終了手続きをすることができる。

(二) 旅客はチケット紛失の終止業務をする時に、春秋航空のスタッフに、搭乗者の有効な身分証明書のコピー、チケット紛失届原本、見つかった紛失届したチケットを提出しなければならない。

第十一章 チケットの定員以上の予約

第四十七条 定員以上の予約の場合の補償

(一) より多くの旅客の旅行需要を満足させるために、春秋航空は一部座席のよく空く便で定員以上の予約を受ける方法を取ることがあり、より多くの旅客が気に入った便に乗ることができるようにする。

(二) 定員以上の予約が起こって座席を予約済みチケットを持っている旅客に座席を提供できない場合、春秋航空は空港でまず自分から進んでその後の便に乗る、或いは自分からスケジュールを中止する旅客の意見を確認する。そのような旅客が十分いない場合に、春秋航空は一部の旅客の搭乗を拒否する。

(三) 定員以上の予約により、予定していた便に搭乗できない旅客に対し、春秋航空は下記の方法で補償する。

1. 航空券のキャンセルを希望する旅客には、200 元の補償金が支払われます。

キャンセル手数料は適用されません。

変更賠償：補償金は、元の料金と遅延時間（当初のフライトの出発予定時刻と代替フライトが実際に出発した時刻との差）によって決まります。

2 時間未満の遅延：

元の料金の 20%または 200 元（どちらか高い方）。

2 時間以上 4 時間未満の遅延：

元の料金の 40%または 400 元（どちらか高い方）。

4 時間以上 8 時間未満の遅延：

元の料金の 60%または 600 元（どちらか高い方）。

8 時間以上の遅延：

元の料金の 100%または 800 元（どちらか高い方）。

補償金の金額は整数に四捨五入されます。2. 旅客はチケットの払い戻しにする場合、非自分からのチケットの払い戻しで対応し、チケットの払い戻し料が免除される。旅客は春秋航空のその後の便に変える場合、非自分からの変更で対応し、変更料が免除される。

3. 春秋航空は旅客に当日飛べる便を提供できない場合、旅客の許可を得て、ほかの運送人の当日の便に変えることができる。チェンジ費用は春秋航空で負担する。

(四) 乗り継ぎ旅客で定員以上の予約がある場合、上述の規定で定員以上の予約区分に対し、現金で補償する。その後の乗り継ぎ区分において旅客のスケジュールにより、旅客のために、無料変更、無料のチケットの払い戻し、無料宿泊無料食事などのサービスを提供することができる。

(五) ご出発前にご搭乗便の運航時刻が変更されたことにより、最初のご搭乗便の出発時刻が4時間以上遅延し、それに現地の夜22:00までに遅れる場合は、春秋航空は旅客のために無料で洗面施設付きツインルームを提供し、無料で空港からホテルまでの地上往復交通手段を提供し、且つ再度搭乗手続きの処理に協力する。

第四十八条 定員以上の予約が起こる時に、下記の旅客の座席は順番に優先して保証する。

- (一) 国家の緊急業務で旅行される旅客（同伴者を含む）。
- (二) 特別なお手伝いを必要とされる旅客（春秋航空が事前に準備している場合のみ）
- (三) 団体旅客
- (四) 乗り継ぎ時間が短い乗り継ぎ便に座席を確定している旅客
- (五) 緊急の旅行を要する事実を証明する書類をお持ちの旅客（例：ビザの期限が迫っているなど）

第四十九条 春秋航空のチケット売り場及びチケット販売ウェブサイトにて定員以上の予約に関する広告を出し、或いは関係の検索ルートを提供しなければならない。

原則として、第11章（オーバーブッキングしたフライト）の規約は、春秋航空のウェブサイト上に掲載されている「Spring Airlines Policy on Overbooked Flights」（オーバーブッキングしたフライトに関する春秋航空のポリシー）と一致します。

ここに記載されていない事項については、「Spring Airlines Policy on Overbooked Flights」をご覧ください。

2つの文書に矛盾がある場合は、「Spring Airlines Policy on Overbooked Flights」の規約が適用されます。

第十二章 搭乗

第五十条 一般的な規定

(一) 旅客は春秋航空の規定時間以内に空港に到着し、チケット及び本人の有効な身分証明書で予定通りにチケットのチェック、荷物の預け、搭乗券の受領などの搭乗手続きをしなければならない。

(二) 旅客は時間通りに春秋航空の搭乗登記所或いは搭乗口まで到着できない、或いはまだ旅行の準備ができていない場合、春秋航空は飛行機が遅れないようにするために、旅客の予約済み座席を取り上げることができる。これにより旅客に与える損失と費用に対し、春秋航空は責任を負わない。

(三) 春秋航空の搭乗手続き開始時間は普通チケットに載っている出発時間の90分間前より遅れない、また搭乗手続き締切時間は出発時間の45分間前であるが、空港により、搭乗手続き締切時間に違いがあって且つ変更があるので、旅客は空港の規定に従わなければならない。コードシェア便の航空券を販売する場合、旅客に実際運送人の受付に搭乗の手続きを取ることを知らせる。旅客は十分な時間で搭乗手続きを取る。

(四) 春秋航空及び地上サービス代理者は予定通りに搭乗登記所を開放し、規定に基づき旅客から提示された有効な搭乗証明書を受け取り、迅速かつ正確に旅客のために搭乗手続きを行わなければならない。搭乗前に、旅客およびその託送手荷物と無料持込手荷物は、必ず安全検査を受けなければならない。

(五) 旅客は搭乗券の重要な注意事項の内容に従い、春秋航空の規定する時刻までに搭乗口で待機する、

(六) 旅客が本条第(五)項の規定を遵守せず、規定の時刻前に機体のドアが閉まるまでに搭乗することができなかった場合、春秋航空は旅客の座席を取り消し、旅客がこれにより被ったいかなる損失についても責任を負わない。

第五十一条 機内の座席割当

(一) 春秋航空は、旅客が事前に申請した機内の座席の要求を満たすことができるよう尽力する。但し春秋航空は、いかなる座席の指定についても保証することはできない。

(二) 飛行の安全を保証するため、機内の緊急出口付近の座席は春秋航空が割り当てる。

(三) 運航と安全や保安上の必要性のため、旅客の搭乗または着席後であっても、春秋航空は機内の座席の割当と再割当を行う権利を留保する。

第五十二条 国家の関係規定に基づいて搭乗が許されない旅客に対し、春秋航空はその搭乗を拒否することができ、購買済みチケットは第三十七条の自分からのチケットの払い戻し規定に基づき対応する。

第五十三条 ノーショー

ノーショーが起こって、旅客からチケットの変更或いは払い戻しの要求がある場合、本条件第三十三条の自分からの変更或いは第三十七条の自分からのチケットの払い戻し規定に基づき対応する。

第五十四条 搭乗漏れ

(一) 旅客の原因により搭乗漏れが発生すると、本条件第五十三条のノーショーの規定に基づき対応する。

(二) 春秋航空の原因により搭乗漏れが発生すると、春秋航空はできるだけ早く旅客をその後の便に載せなければならない。旅客からチケットの払い戻しの要求がある場合、本条件第三十六条の非自分からのチケットの払い戻し規定に基づき対応する。

第五十五条 間違い搭乗

(一) 旅客が間違い搭乗する場合、春秋航空はできるだけ早く間違い搭乗の旅客をその後の便に載せ、旅客のチケットに載っている目的地まで飛び、チケットの金額は補足も払い戻しもしない。旅客から間違い搭乗の到着空港で旅行をやめる要求がある場合、チケットの差額はやはり補足も払い戻しもしない。

(二) 春秋航空の原因により間違い搭乗が発生した場合、春秋航空はできるだけ早く間違い搭乗の旅客をその後の便に載せ、旅客のチケットに載っている目的地まで飛ばなければならない。旅客からチケットの払い戻し要求がある場合、本条件第三十六条の非自分からのチケットの払い戻し規定に基づき対応する。

第十三章 荷物の運輸

第五十六条 一般的な規定

春秋航空の運送する荷物は、本条件第三条第（三十五）項の定義に適合しているものに限る。

春秋航空の運送する荷物は、運輸責任により、預かり荷物と非預かり荷物に分かれる。

国家の規定運輸禁止物品、運輸制限物品、危険物品及び異味がある物品或いは飛行機を汚しやすいその他物品は、荷物として或いは荷物の中に入れて預けてはいけない。春秋航空は荷物の預かる前或いは預かる中で、荷物の中に荷物として或いは荷物の中に入れて運輸してはいけないものがあると発見すると、拒否するか随時に運輸を終止することができる。

第五十七条 荷物として運輸してはいけないもの

下記のものは荷物としたり、荷物の中に入れて、機内に持ち込んだりしてはいけない。

（一）危険品

1. 危険物が入った施錠済みの手荷物（リチウム電池、花火など）。

パスワードまたはセキュリティ機能により保護されたブリーフケース、金庫、その他の手荷物（DGR 2.3.2.6 の要件を満たす手荷物を除く）が含まれます。

2. 非吸収性の液体燃料（液化ガス以外）を含むライター、ライター用燃料、およびライター用詰替。

「どこで擦っても火がつくマッチ」の持ち込みは禁止されています。3. 爆発物、起爆装置、花火の材料、またはこれらの複製／模造品

4. 引火性物質または爆発性物質（圧縮／液化ガス、引火性液体／固体、自然発火性物質、水反応性物質、有機／無機酸化剤など）

5. 有毒物質（シアン化物、有毒農薬など）

6. 腐食性物質（硫酸、塩酸、硝酸、および液体電解質、水酸化ナトリウム、水酸化カリウムを含む電池など）

7. 放射性材料（ラジオアイソトープ、その他の放射性物質など）。

化学兵器禁止機関（OPCW）の職員が公用渡航において、機内持ち込み手荷物または受託手荷物として、国際民間航空機関が発行した「Technical Instructions For The Safe Transport of Dangerous Goods by Air」（危険物の航空安全輸送に係る技術指針）の表 2-12 に定められた放射線の上限を超える放射性材料を含む機器を輸送する場合（化学物質モニター装置（CAM）、瞬時警報・識別モニター（RAID-M）など）。

8. 刺激物質または身体機能を奪う物質を含む無力化装置（催涙ガス、唐辛子スプレー、その他有害物質など）

9. 医用小型気体酸素ボンベ、空気瓶及び液体酸素のある個人医療酸素設備である。例えば、応急救援が必要する場合は、旅客は事前に会社へ申請し、会社によって提供される。

10. 安全上の理由によりメーカーのリコール対象に指定されているリチウム電池、ワット時（Wh）が 160Wh を超えるリチウムイオン電池／バッテリーパック、リチウム含む有量が 8g を超えるリチウム金属電池／バッテリーパック（リチウム電池で駆動する車椅子または移動支援機器を除く）、またはリチウムの含む有量／容量が明記されていないリチウム電池（ラベルが付いていない電池、読みにくいラベルが付いている電池など）。

11. サムスン電子の Galaxy Note 7

12. スタンガン（テーパー銃など）

13. その他航空機の安全を脅かす可能性のあるもの（機内の機器を妨害するおそれのある強力な磁性材料、強い刺激性の臭気を発する物質など）
14. 個人用の安全マッチか安全ライター。乗組員はこの制限を受けない。価値が高いライターに対して、旅客が燃やしやすい部品を外してから機体まで持ち込める。本条項の「安全マッチかライター」は摩擦マッチ、万回マッチ、小型タバコライター、点火器、ライター燃料、ライター空気入れなどを含む。

15. 液漏れ電池を付ける車椅子か行動補助設備。

16. リチウムバッテリーで駆動するパーソナルモビリティ機器

17. リチウムバッテリーのあるスーツケース、バッテリーを取り外せなく、リチウム金属電池のリチウム含有量が 0.3g を超える、或いはリチウムイオンバッテリーの定格エネルギーが 2.7Wh を超える。

（二）交番機関及び当社から賛成を得ない限り、銃器と弾薬を運輸してはいけない。それに運輸に同意する銃器は弾丸を外さ、安全装置を掛け、それに規定によってよく包装しなければならない。弾丸の運輸は会社の危険物運輸要求と一致する。

（三）兵器、警器、例えば、電気警棒、電撃器など。

（四）刃物を管制する。

（五）生体動物であるが、本条件第六十九条に規定されている小動物、盲導犬及び補助犬を除く。

（六）ICAO、IATA-DGR 及び国が定めるその他の制限輸送による危険物。

（七）梱包、形状、重量、体積か性質が運輸に適合しない品物。

第五十八条 預かり荷物として運輸してはいけないもの

重要な書類と資料、証券、貨幣、為替手形、真珠宝石、貴重な金属及びその製品、銀製品、貴重物品、骨董品絵画、割れやすいもの、損壊しやすいもの、腐食品、サンプル、旅行証明書などの、専任で見守る必要があるものを、荷物として或いは荷物の中に入れて預けてはけなく、身の回り品として機内に持ち込まなければならない。

春秋航空は預かり荷物の中に入っている上述の物品の紛失或いは損壊に対し、一般的な預かり荷物として賠償責任を負う。

第五十九条 運輸制限物品

下記のものは、春秋航空の運輸条件に適合し、且つ春秋航空の許可を得てはじめて運輸できる。

（一）精密計器、電気製品、楽器などは、春秋航空の非託送手荷物の規定に適合する場合、旅客が機内へ持ち込み自ら保管することができる。重量や体積が非託送手荷物の制限規定を超えるが、春秋航空の座席使用手荷物の要求に適合する場合、旅客が機内に持ち込み自ら保管ことができ、独自で保管責任を負う。託送手荷物として運輸を行う場合、以下の要求に適合していなければならない。

（a）1 点の重量が 50kg を超えず、三辺の寸法が 40×60×100cm を超えない。

（b）精密計器、電気製品、楽器などの物品は、出荷包装または春秋航空の託送手荷物の要求に適合する包装がされていれば、託送を行うことができる。旅客へ、託送手続きを行う前に頑丈な箱に入れ包装し、箱の中に緩衝材を詰めて輸送中の左右の揺れによる不必要な損壊を防ぐよう推奨す

る。

(c) 精密計器、電気製品、楽器などの物品の重量は、無料手荷物枠内で計算することができる。

(二) 体育運動用銃器と弾薬（銃器と弾薬の運送は危険品運送及び航空安全保護の関連規定により処理されるべき）を含む体育運動用器械。

(三) 本条件第六十九条に規定の小さい動物、盲導犬と補聴犬。

(四) 外交用手紙入り袋、機密書類。

(五) 旅客の旅行中に使う折り畳み車いす或いは電動椅子。

(六) 管制刀以外の鋭い刃物類、鈍器、例えば包丁、果物用ナイフ、食事用フォーク、工芸品用ナイフ、手術用メス、はさみ及びヤスリ、斧、短い棒、ハンマーなどは、預かり荷物として運輸しなければならない。

(七) ドライアイス、アルコールを含む飲料、旅行中に必要なたばこ用品、薬品、化粧品など。

(八) 旅客1名の機内持込手荷物に含まれる液体、ジェル、エアゾール類の物品は、いずれも容量が100 mlを超えない容器に入れ、総量が1 kgを超えてはならない。

(九) リチウム電池は、託送手荷物として輸送してはならない。

(十) その他の制限物品の輸送は、春秋航空公式ウェブサイトまたは春秋航空カスタマーサービスホットラインで参照する。

第六十条 預け荷物

(一) 預ける荷物はしっかりと梱包・施錠・固縛して一定の圧力に耐えられ、正常な取り扱い条件の元、安全に積卸・運輸でき、且つ下記の条件に適合しなければならない。

1. スーツケース、バッグとハンドバッグなどに施錠すること。
2. 二つ以上のカバンを一つに縛ってはいけない。
3. 荷物にほかのものを追加して挿してはいけない。
4. 竹籠、網袋、わら縄、わら袋、ビニール袋などを荷物の外梱包物としてはいけない。
5. 荷物に旅客の名前、詳しい住所、電話番号を明記すること。
6. 荷物梱包の中でおがくず、もみ殻、草屑などを緩衝材としてはいけない。

(二) 預かり荷物の各重量は50キロ、体積40×60×100センチを超えてはいけない。上述規定を超えている荷物は事前に春秋航空の許可を得てはじめて預けることができる。

第六十一条 非預け荷物

各旅客の機内に持ち込む非預け荷物は1件だけに限り、その重量は7キロ、体積20×30×40センチを超えてはいけない。エコノミークラスと手荷物をアップグレードする旅客が機体に持ち込める荷物の体積はサイズ20×40×55 cmを超えてはいけない。さもないと、預け荷物として運輸しなければならない。

第六十二条 無料手荷物許容量

- (一) 本条件第六十一条の規定に合った非預け荷物は無料で運輸することができる。
- (二) 預け荷物として運輸する荷物は無料手荷物許容量が適用しなく、春秋航空は本条件第六十三条の規定に基づき重量超過分の荷物運賃を受け取る。
- (三) 同じ便で同じ目的地に行く二人（含むむ）以上の同行旅客は、同じ時間、同じ場所或いはほかの方法で同行旅客だと証明された場合、荷物預け手続きをする時に、その無料手荷物許容量は各自の無料手荷物許容量を合わせて計算することができる。
- (四) 身体障害者が持つ補助器具（折り畳み車いす、杖、義肢など）は無料で預けることができる。
- (五) 児童は、大人の旅客と同様の無料託送手荷物枠を利用できる。乳児の無料託送手荷物枠は、折り畳み式ベビーカー1台のみとするが、児童運賃を支払った乳児は大人の旅客と同様の無料託送手荷物枠を利用できる。

第六十三条 超過手荷物料金

- (一) 旅客の預け荷物と非預け荷物の総重量が、当該旅客の無料手荷物許容量を超えた部分は、超過手荷物といい、超過手荷物料金を支払わなければならない。
- (二) 超過手荷物料金を受け取る時に、超過手荷物伝票を発行しなければならない。
- (三) 重量超過手荷物の料率の計算方法は、春秋航空の規定に従い実施し、具体的には春秋航空公式ホームページの手荷物規則ページを参照する（URL：<https://flights.ch.com/baggage-rule>）。

第六十四条 価値声明

- (一) 旅客の預け荷物は、1キロあたりの価値が100人民元を超えた場合、荷物の価値を声明することができる。
- (二) 預け荷物の声明価値が荷物本来の実際価値を超えてはいけなない。各旅客の荷物の声明価値は8,000人民元までとする。春秋航空は声明価値に異議があるが、旅客は検査を拒否する場合、春秋航空は運輸を拒否することができる。
- (三) 春秋航空は旅客の声明価値の中の、本条件第六十四条第（一）項の規定金額を超えた部分の価値の0.5%で声明価値付加料金を受け取ることができる。金額は元を単位とし、端数は四捨五入する。
- (四) 声明価値手続きをした荷物は無料手荷物許容量の中に含まれない。

第六十五条 運輸拒否権

- (一) 旅客の荷物が本条件第五十七条の規定に示すものであり、或いは荷物の中に前記のものが入っている場合、春秋航空は当該荷物の運輸を拒否することができる。
- (二) 旅客の預け荷物が本条件第五十八条の規定に示すものであり、或いは荷物の中に前記のものが入っている場合、春秋航空は当該荷物を預かり荷物として運輸することを拒否することができる。
- (三) 旅客が本条件第五十九条に示すものを持っており、春秋航空の制限運輸条件を守らない或いは守るのを拒否する場合、春秋航空は当該ものの運輸を拒否することができる。
- (四) 旅客の荷物はその形態、包装、体積、重量或いは特性などの原因により春秋航空の規定に適合していない場合、春秋航空は旅客に改善するこ

とを要求することができる。改善できない場合、春秋航空は当該荷物の運輸を拒否することができる。

第六十六条 検査権

春秋航空は運輸安全のことを考え、旅客と一緒にその荷物を検査することができる。必要に応じ、関係部門と一緒に検査することができる。旅客は検査を拒否する場合、春秋航空は当該荷物の運輸を拒否することができる。

第六十七条 預かりに関する規定

- (一) 旅客は有効なチケットで荷物を預けなければならない。春秋航空は正確に預かり荷物の件数と重量を記録しなければならない。
- (二) 春秋航空は飛行機の出発当日の搭乗手続きをする時にしか荷物を預からない。
- (三) 春秋航空は旅客から預かった各荷物に荷物タグをつけ、その中の識別ページを旅客に渡す。春秋航空の許可を得た非預かり荷物は、預かり荷物と合わせて重量を計算した後、旅客に渡し、旅客自分で機内に持ち込む。
- (四) 旅客は運輸責任争議がある荷物を預ける場合、春秋航空は旅客の了解を得て責任免除荷物タグをつけ、春秋航空の関係運輸責任の免除を図る。

第六十八条 荷物の積載

- (一) 旅客から預かった荷物は旅客と同じ飛行機で運送する。特別な状況下に同じ飛行機で運送できない場合、春秋航空は旅客に説明し、且つ優先して積載量の許容できるその後の便で運送することを手配しなければならない。
- (二) 旅客の超過手荷物は飛行機の積載量の許可可能な条件下に、旅客と同じ飛行機で運送しなければならない。積載量が不足しているが旅客はその後の利用可能な便で運送するのを拒否する場合、春秋航空は当該荷物の運輸を拒否することができる。

第六十九条 小型の動物および介助犬

- (一) 小型の動物（飼い犬、猫、鳥、その他のペット）
野生動物、一般的な体型でない動物、または人を負傷させる可能性のある動物（ヘビなど）は、このカテゴリーに該当しません。
- (二) ほとんどの航空機の貨物室には酸素が供給されないため、小型の動物の輸送はできません。
- (三) 介助犬とは、障がいをお持ちの方をサポートするよう特別に訓練された犬のことを指します。
補助犬、盲導犬、聴導犬など、介助犬には様々な種類があります。
- (四) 障がい者に付き添う介助犬は、客室への搭乗が認められています。
障がい者の旅客1人につき1匹の介助犬を同伴できます。
各フライトには最大4匹まで介助犬が搭乗できます。
- (五) 介助犬を同伴する旅客は、予約時（出発予定時刻の48時間前まで）に申請書を提出してください。
介助犬の証明書類と健康診断書の写しも、申請書と一緒に提出していただく必要があります。
- (六) 介助犬を空港まで輸送する責任は旅客が負うものとします。旅客は、チェックイン時に介助犬の証明書類と健康診断書をご提示ください。
- (七) 介助犬は搭乗前にセキュリティチェックを済ませる必要があります。

旅客は、介助犬用のごみ袋を空にしてから、セキュリティチェックに進んでください。

(八) 介助犬に関する一切の責任は、介助犬を同伴する旅客が負うものとします。

春秋航空は、春秋航空の過失が唯一の原因である場合を除き、介助犬の負傷、疾患、死亡について、一切責任を負わないものとします。

(九) 介助犬の餌および食器は、無料機内持ち込み手荷物の許容量内には含まれません。

(十) 搭乗前は介助犬をリードでつなぐ必要があります。介助犬が座席に座ったり、客室内を走ったりすることは禁止されています。

周囲の旅客の同意が得られた場合は、介助犬の口輪を外すことができます。

(十一) 介助犬を国内線に搭乗させる際には、所定の検疫所が発行した公式書類と健康診断書を携帯してください。

(十二) 介助犬を国際線に搭乗させる際には、以下の書類を携帯してください。

(a) 中国の動植物検疫所が発行した健康診断書および狂犬病予防接種証明書

(b) 出国／入国／乗り継ぎ許可証

(c) 目的地または乗り継ぎをする国が求める他の書類（詳しくは関連する国の要件を参照してください）

(十三) 介助犬を受領、運送する場合、春秋航空の要求通りに『特殊荷物機長通知書』を記入すること

第七十条 規定違反荷物

旅客の預かり荷物と非預かり荷物の中に、国家规定の運輸禁止物品、携帯制限物品或いは危険などが入っている場合、荷物全体は規定違反荷物と言われる。規定違反荷物について春秋航空は下記の規定で対応する。

(一) 始発地で規定違反荷物が発見されると、春秋航空は本条件第六十五条の規定に基づき預かるのを拒否できる。預かっても、運輸しない、或いは挟まれた部品を取り出して運輸し、受け取った超過手荷物料金は返さないことができる。

(二) 経由地で規定違反荷物が発見されると即、継続して運輸するのを停止し、受け取った超過手荷物料金は返さない。

(三) 規定違反荷物の中に挟まれた国家规定の運輸禁止物品、携帯制限物品或いは危険費は、関係部門に処理のために渡す。

第七十一条 荷物の返却

春秋航空の原因により、旅客をほかの便に載せる場合、荷物の運送も旅客と一緒に変更し、受け取った超過手荷物料金は余分にもらった部分は返すが、不足している部分は補足してもらわない。支払った価値声明付加料金は返さない。

(一) 旅客は始発地で荷物の返却を要求する場合、荷物を飛行機に載せる前に要求しなければならない。旅客はチケットの払い戻しをする時に、預かった荷物も同時に返却する。以上の返却の時、受け取った超過手荷物料金を返す。

(二) 旅客は経由地で荷物の返却を要求する時に、時間的に許されない場合は別として、応じることができる。しかし、未使用区分の、受取済み超過手荷物料金は返さない。

(三) 価値声明済み荷物の返却を行なう時、始発地で支払った価値声明付加費を返すが、経由地では支払った価値声明付加費を返さない。

(四) 春秋航空の原因により、旅客をほかの便に載せる必要がある場合、荷物の運輸は旅客と一緒に変更し、受け取った超過手荷物料金は余分にもらった部分は返すが、不足している部分は補足してもらわない。支払った価値声明付加費は返さない。

第七十二条 荷物の受け渡し

(一) 旅客は飛行機の到着した後、即空港で荷物タグの識別ページを持って荷物を受領しなければならない。必要に応じ、チケットを示す必要がある。

(二) 旅客はすぐに荷物を受領しない場合、春秋航空は荷物の到着翌日から旅客から荷物保管料を取る。旅客の荷物の中の腐るものについては、春秋航空は荷物の到着 24 時間後から処理することができる。

(三) 春秋航空は荷物タグの識別ページに基づき荷物を渡す。荷物を受領する者が旅客本人かどうか、及びこれによる損失及び費用に対し責任を負わない。

(四) 旅客の荷物が遅れて到着後、春秋航空は即旅客に受領するように知らせる。直接に旅客のところに送ることもできる。遅れた荷物に対し、保管料を受け取らない。

(五) 旅客は荷物の受領時に、異議がなければ、荷物の受渡が完全に完了したと見なされる。

(六) 旅客は荷物タグの識別ページを紛失した場合、即春秋航空に紛失届を出さなければならない。旅客は荷物の受領を要求する場合、春秋航空に十分な証明書を出し、且つ荷物の受領時に受取書を発行しなければならない。紛失届を提出する前に、荷物が他人に受領された場合、春秋航空は責任を負わない。

第七十三条 受渡不能な荷物

荷物が到着した後翌日から 90 日間を超えても受領する人がいない場合、春秋航空は受渡不能な荷物の関係規定に基づき処理することができる。

第七十四条 荷物の不正常な運輸後の処理

(一) 荷物の運輸で遅延、紛失或いは損壊が起こった場合、春秋航空或いは授權地上サービス代理者は旅客と共同して「荷物運輸自事故記録」或いは「破損荷物事故記録」を記入し、できるだけ早く経緯と原因を調査し、調査結果を旅客と関係先に報告しなければならない。荷物の弁償がある場合、始発地、経由地或いは目的地で行なうことができる。

(二) 春秋航空の原因により、旅客の預け荷物が旅客と同じ飛行機で到着できなく、旅客に旅の生活に不便をもたらした場合、協議して旅客に生活用品補償費として 100 人民元を支払うことができる。

第七十五条 弁償要求

旅客の預け荷物の紛失或いは損壊がある場合、本条件第九十四条の規定の期限で、春秋航空或いは地上サービス代理者に弁償要求を出すことができる。弁償要求を出す時に、チケット（或いはコピー）、荷物タグの識別ページ、「荷物運輸事故記録」或いは「破損荷物事故記録」、荷物の内容と価格を証明する証拠及びその他関係証明書をつけないといけない。

第十四章 飛行機での行為

第七十六条 喫煙、酒の貪り或いは麻薬吸いを含むがこの限りでない、旅客の飛行機での行為が、飛行機或いは飛行機にあるいかなる人或いは財産の安全を脅かしたり、乗組員による職責の履行を妨害したり、乗組員の指示に従わなかったりして、乗組員或いはほかの旅客に不快、不便、損害或

いは傷害を与える場合、春秋航空は拘束を含む合理的だと思ふ措置を取り、当該行為の継続するのを阻止することができる。旅客はいかなるところで降りることを要求され、或いは継続して運輸するのを拒否され、且つ機内での不当な行為により起訴されることがある。

第七十七条 携帯型電子機器の使用規定

(一) 電子機器の使用禁止：フライトモードを具えていない携帯電話（シニア向け携帯電話、腕時計型スマートフォン等）、トランシーバー、リモートコントロール設備等。

(二) 携帯型コンピューター、タブレット端末（PAD）等の大型電子機器は、安定飛行状態の時のみ使用することができる。

(三) 電子ブック、携帯電話（スマートフォン）等の小型電子設備は全過程で使用することができるが、飛行機の滑走や離着陸等の重要な飛行段階では、付属品（イヤホン、充電ケーブル等）を接続してはならない。

(四) 使用制限のない電子機器には、ボイスレコーダー、補聴器、心臓ペースメーカー、電気シェーバー、および飛行機のナビゲーションや通信システムに影響を及ぼさず、生命の維持に用いる電子機器が含まれる。

(五) フライトの全過程において、リチウム電池のモバイルバッテリーの使用を禁止する。

安全のことを考え、旅客は飛行機でいかなる電子設備を使ってはいけない。携帯電話、ノートパソコン、ケータイ式ラジオ、CDプレイヤー、電子ゲーム機或いは無線操縦の玩具とインターホンなどの発射装置を含むがこの限りでない。春秋航空の許可をなくして旅客は飛行機で携帯式 VCR、補聴器とペースメーカー以外のいかなる電子設備を使ってはいけない。

第七十八条 春秋航空のすべての国内線の飛行機では禁煙する。

第七十九条 旅客は飛行機で着席すると、全行程シートベルトを締めなければならない。

第十五章 旅客サービス

第1章 一般条項

第八十条 春秋航空は飛行機の安全とフライトの正常な飛行を保証し、良いサービスを提供することを準則とし、礼儀正しくて情熱を持った行き届いたサービス態度で、空中と地上の旅客運輸の各サービス作業を行なう。

第八十一条 春秋航空は旅客のために空港エリア内、空港と市内の間或いは同じ都市の空港と空港の間の地上運輸を提供するのに責任を負わない。地上運輸サービス提供者の行為或いは粗忽に対し、春秋航空は責任を負わない。もし春秋航空は別途締結した有料サービス協議書に基づき、旅客に地上運輸を提供する場合、本条件は当該地上運輸サービスに適用しない。

第八十二条 旅客の乗り継ぎ便の乗り換えところでの地上宿泊食事費用は、旅客の自前とする。

第八十三条 航空運輸中に、旅客は病気になった時に、春秋航空は積極的に措置を取り、力を尽くして救護しなければならない。

第八十四条 春秋航空の自身の保障とサービス条件に基づき、旅客と合意した前提で、春秋航空は旅客に特別な有料サービスを提供することができる。

第二节 不正常的フライトのサービス

第八十五条 情報の告知

(一) 春秋航空はフライトの状態に変化があると把握した後の 30 分間以内に、公共情報プラットフォーム、公式ウェブサイト、コールセンター、ショートメッセージ、電話、放送などの方式により、タイムリーで正確に旅客に対し、飛行機の出発遅延或いは欠航情報、及び出発遅延或いは欠航の原因と動態を発表する。

(二) 春秋航空と春秋航空の**授權販売代理者**は情報の交流と共有化を強化し、春秋航空の通告した飛行機の出発遅延或いは欠航の情報を速やかに旅客へ通告する。

第八十六条 食事宿泊サービス

フライトの出発遅延或いは欠航が発生すると、春秋航空或いは地上サービス代理者は下記のように旅客に食事宿泊サービスを提供する（洗面施設付きツインルームの宿泊サービス）。

(一) 乗組のメンテナンス、フライトの調整、乗組など運送人自身の原因により、フライトの始発地での出発遅延或いは欠航を引き起こす場合、春秋航空は地上のみで旅客に食事或いは宿泊などのサービスを提供する。

(二) 天気、突発事件、空中交通管制、セキュリティ検査及び旅客などの非運送人の原因により、フライトの始発地での出発遅延或いは欠航を引き起こす場合、春秋航空は旅客に協力し、食事と宿泊を手配し、費用は旅客の自前とする。

(三) 国内便は経由地で遅延或いは欠航の場合、どんな原因でも、春秋航空は当該便の旅客に食事或いは宿泊サービスを提供しなければならない。

(四) 国内便は目的地外着陸する場合、どんな原因でも、春秋航空は当該便の旅客に食事或いは宿泊サービスを提供しなければならない。

第八十七条 チケットサービス

遅延或いは欠航の時のチケットサービスは、本条件第八章と第九章を参照してください。

第八十八条 旅客サービス

(一) 飛行機の出発遅延や欠航の際、春秋航空、**春秋航空の授權販売代理者**または**授權地上サービス代理者**は、身体障害者、高齢者、妊婦、大人の付添のない児童などの特別なケアが必要な旅客へ、優先的にサービスを提供する。

(二) 旅客から飛行機の遅延或いは欠航の文書的な証明書の発行の要求がある場合、春秋航空は即時に提出しなければならない。

(三) 飛行機の遅延或いは欠航の時に、春秋航空及び授權地上サービス代理者は解釈とサービスのことをしっかりとしなければならない。

(四) 春秋航空は、機内での遅延応急対策を制定し、社会に対し発表する。応急対策は、遅延時の情報通告などのサービスと飛行機から降りる条件及び制限を含むまなければならない。

第八十九条 どんな原因の遅延或いは欠航でも、春秋航空いかなるその他補償の提供を承諾しない。

第十六章 連続運輸

第九十条 複数の連続運送人が共同して引き受ける運輸は、航空運輸の契約各社で単一の業務活動だと思ふ場合、契約が 1 式のチケットで締結された

か数式のチケットで締結されたかを問わず、単一の分割不能な運輸だと見なされなければならない。

第十七章 損害責任及び賠償上限額

第九十一条 基本的な規定

(一) 春秋航空は、履行する航空運輸期間中に発生した損害負担責任に対し、法律と契約書に別途規定と約定がある場合、例外とする。

(二) 春秋航空は、国家の法律、政府の規定、命令と要求を順守のために、或いは旅客が前期の国家法律、政府の規定、命令と要求を守らない原因で、引き起こしたいかなる損害に対し、責任を負わない。

(三) 春秋航空の賠償責任は、証明された損失の金額を上限とする。春秋航空は間接の、または以降に発生した損失に対し、責任を負わない。法律で認められる状況のもとで、春秋航空は精神的な損害について責任を負わず、弁護士費用や訴訟費用の損失についても責任を負わない。

(四) 春秋航空は、第三者の商業責任保険商品を旅客が自ら費用を負担し選択できるよう提供し、可能性のある責任保障の適時性や十分なリスクカバーを達成できるよう努める。商業保険責任の給付は、春秋航空が法に従い負うべき損失賠償責任に影響を及ぼさない。

第九十二条 旅客の人身死傷

(一) 運輸中に旅客自分の年齢、精神或いは健康状況などで自分に危害と危険を与えて、いかなる病気、けが、体障害或いは死亡を起こした、或いはひどくさせた場合、春秋航空はその責任を負わない。

(二) 春秋航空の責任のいかなる免除或いは制限は、春秋航空の代理人、雇員と代表及び飛行機を春秋航空に貸したいかなる者及びその代理人、雇員と代表に適用し、有利である。春秋航空と上述の代理人、雇員、代表及びいかなる者が支払う賠償総額は、春秋航空の責任上限金額を超えないとする。

(三) 春秋航空より各旅客の死亡、けがに対する弁償責任上限金額は 400,000 元とする。

第九十三条 荷物賠償

(一) 旅客から預かった荷物で、預かり時から受け渡しまで、遅延、紛失或いは損壊が起こった場合、春秋航空は責任を負わなければならない。

(二) 春秋航空は遅延損失の発生を避けるために、すでにすべての必要な対策を実施した、或いは対策が実施不可能だと証明できる場合、責任を負わない。

(三) 預かり荷物の損失は、完全に荷物そのものの自然的な属性、品質或いは欠陥で起こった場合、春秋航空は責任を負わない。

(四) 旅客の荷物の中のもので当該旅客がケガした或いはその荷物を損壊した場合、春秋航空は責任を負わない。旅客の荷物の中のもので他人がケガした或いは他人のもの或いは春秋航空の財産に損害を与えた場合、旅客は春秋航空にすべての損害とこれによるすべての費用を賠償しなければならない。

(五) 旅客が預かり荷物の中に入れた本条件第六十三条に示すものが紛失・損壊した場合、春秋航空は普通の預かり荷物として賠償責任を負う。

(六) 乗り継ぎ運輸の場合、春秋航空は自分が運送するエアラインでの荷物損失のみに対し、賠償責任を負う。

(七) 旅客の預け荷物の全部或いは一部が紛失・損壊し、賠償金額は 100 人民元/キロを超えないとする。荷物の価値が 100 元/キロより低い時、実

際の価値で賠償する。

(八) 旅客の紛失した荷物の重量は実際の預け荷物の重量で計算する。紛失の荷物重量が確定できない場合、各旅客の紛失荷物は当該旅客の無料荷物許容量までで賠償する。

(九) 旅客の紛失荷物は荷物価値声明を行なわれた場合、春秋航空は声明価値で賠償する。荷物の声明価値が目的地での受渡時の実際価値より高い時、実際価値で賠償する。

(十) 荷物の損壊がある時に、荷物の下がった価値で賠償する或いはその修理費用を負担する。荷物箱の損壊の場合、賠償金額は荷物箱の重量に基づき 100 人民元/キロを超えないとし、或いは相応の修理費用を負担する。

(十一) 航空機への上下期間中或いは航空機上の事件で旅客の非預け荷物の壊滅を引き起こした場合、春秋航空の負担する最高賠償金額は各旅客に 3000 元以下とする。非預け荷物の価値が上述の上限金額より低い場合、実際価値で賠償する。

(十二) 荷物の賠償時に、賠償荷物に対し受け取った超過荷物料金を返すが、受け取った声明価値付加料金を返さない。

(十三) 賠償済み紛失荷物が見つかった後、春秋航空はできるだけ早く旅客に知らせなければならない。旅客は自分の荷物を持ち帰ってすべての賠償金を返さなければならない。臨時生活用品補償費は返さない。旅客に詐欺行為があると発見した場合、春秋航空はすべての賠償金の返却を要求し、且つ責任を追及することができる。

第九十四条クレームと出訴期間

(一) 旅客の預け荷物に損害があってクレームする場合、クレーム権利者は、損失を発見した後、春秋航空に文書で異議を述べなければならない。預け荷物に損害がある場合、遅くとも預け荷物の受け取った後七日以内に異議書を提出し、預け荷物に遅延がある場合、遅くとも荷物を旅客に渡した日から二十一日以内に異議書を提出しなければならない。規定期間に異議を提出しなければ、春秋航空にクレーム訴訟を提起してはいけない。

(二) 航空荷物賠償責任に関する出訴期間は二年間であり、飛行機の目的地に到着した日から、或いは飛行機の到着すべき日から、或いは運輸終了日から計算する。この期間をこえても訴訟を提起しない場合、その損害賠償に対する権利がなくなる。

第十八章 行政手続き

第九十五条旅客は中華人民共和国の法律、政府の規定、命令、要求と旅客条件の各規定を守り、且つ政府或いは空港管理と春秋航空のいかなるセキュリティ検査に服従しなければならない。

第九十六条旅客は国家の法律、政府の規定、命令、要求或いは旅行条件に規定される有効な証明書を示さなければならない。春秋航空は、国家の法律、規定、命令を守らない、或いは旅行条件或いはその証明書が要求に適合しない旅客に対し、運輸拒否することができる

第九十七条政府の関係主管部門が旅客の預け荷物或いは非預け荷物を検査する時に、旅客は立ち会わなければならない。旅客が立ち会って検査を受けていないことによるいかなる損失に対し、春秋航空は責任を負わない。

第十九章 発効と改定

第九十八条 本条約は 2020 年 12 月 2 日より発効し施行され、以前に制定し施行した「春秋航空股份有限公司 旅客、荷物国内運輸総条件」に取って代わる。

第九十九条 本条件の一部の規定に、法律法規の強制的な規定との食い違いがある場合、法律法規の規定に準じるが、本条件のそれ以外の部分の効力に影響しない。本条件で現在根拠とする中国民用航空局の一部の規定に今後変更や調整が行われ、本条件の一部の条項が中国民用航空局の規定する内容と一致しなくなった場合、中国民用航空局の最新発表の規定に準じる。

第一百条 春秋航空は、中国民用航空局が規定する内容と手順に基づき、通知せずに本条件と春秋航空のその他の運輸関連規定を変更することができる。但し、このような変更はすでに開始している運輸には適用しない。本条健の一部の条項に、春秋航空公式チャンネルが発表したその他の運輸規定との食い違いがある場合、原則として発表時期が遅い方の規定に準じる。

第一百零一条 春秋航空のスタッフ、授権販売代理人、授権地上サービス代理人、またはその他の代理人及びその従業員は、本条件に違反したり、本条件を変更したりすることができず、本条件の過度の解説や、本条健の意図と一致しない旅客への承諾を行ってはならない。

第一百零二条 春秋航空は各言語バージョンの一致性に努力している、本規約のほかの文字バージョンは特定の客層に理解便利のために提供される。各バージョンでは不一致や翻訳用語に異なった意味がある場合、簡体中国語バージョンに準じるべき。

付表：春秋航空自主変更、自主払戻規定（クラス等級により、レギュラークラスとビジネスエコノミークラスに区分される）

適用時間：2020 年 12 月 2 日（含む）から発効する

レギュラークラス自主変更規定：

座席クラス (メインクラス)	サブクラス	変更を提起した時間					
		フライト出発の 8 日前まで	フライト出発 の 4 日前から 7 日前まで	フライト出 発まで 24 時間超から 3 日前まで	フライト出発ま で 2 時間超から 24 時間前まで	フライト出発前 2 時間以内	フライト出発後
Y/W S、H、V、K、 L、M	A、B、C…X 、Y、Z	元の運賃の 5% の変更手数料が 発生	元の運賃の 10%の変更手 数料が発生	元の運賃の 20%の変更 手数料が発生	元の運賃の 30% の変更手数料が 発生	元の運賃の 40% の変更手数料が 発生	元の運賃の 60% の変更手数料が 発生
N、Q、T、X、 U、E	A、B、C… X、 Y、Z	元の運賃の 10%の変更手 数料が発生	元の運賃の 20%の変更手 数料が発生	元の運賃の 30%の変更 手数料が発生	元の運賃の 40% の変更手数料が 発生	元の運賃の 60% の変更手数料が 発生	変更不可、空港 建設費および燃

				手数料が発生			油付加費のみ払い戻し
R1～R4	A、B、C… X、 Y、Z	元の運賃の40%の変更手数料が発生	元の運賃の60%の変更手数料が発生	元の運賃の70%の変更手数料が発生	元の運賃の80%の変更手数料が発生	変更不可、空港建設費および燃油付加費のみ払い戻し	変更不可、空港建設費および燃油付加費のみ払い戻し
P、P1～P5		元の運賃の40%の変更手数料が発生	元の運賃の60%の変更手数料が発生	元の運賃の70%の変更手数料が発生	元の運賃の80%の変更手数料が発生	変更不可、空港建設費および燃油付加費のみ払い戻し	変更不可、空港建設費および燃油付加費のみ払い戻し
G、G1、G2、B		春秋航空の規定により実施					
I		春秋航空の商品の規定により実施					
O、D、J		春秋航空の規定により実施					

備考：同等の座席クラスでの変更、または低価格の座席から高価格の座席への変更のみ可能。変更の際に差額が発生した場合、旅客が差額を負担し、航程の変更は不可。

レギュラークラス自主払戻規定：

クラス（メインクラス）	サブクラス	払い戻しを提起した時間					
		フライト出発の8日前まで	フライト出発の4日前から7日前まで	フライト出発まで24時間超から3日前まで	フライト出発まで2時間超から24時間前まで	フライト出発前2時間以内	フライト出発後
Y/W S、H、V、K、 L、M	A、B、 C…X、 Y、Z	元の運賃の10%の払戻手数料が発生	元の運賃の20%の払戻手数料が発生	元の運賃の30%の払戻手数料が発生	元の運賃の40%の払戻手数料が発生	元の運賃の50%の払戻手数料が発生	元の運賃の70%の払戻手数料が発生

N、Q、T、X、 U、E	A、B、C… X、 Y、Z	元の運賃の20% の払戻手数料が 発生	元の運賃の 30%の払戻手 数料が発生	元の運賃の 40%の払戻 手数料が発生	元の運賃の 50%の払戻手 数料が発生	元の運賃の70% の払戻手数料が 発生	払戻不可、実際 に代行徴収した 空港建設費およ び燃油付加費の み払い戻し
R1～R4	A、B、C… X、 Y、Z	元の運賃の50% の払戻手数料が 発生	元の運賃の 70%の払戻手 数料が発生	元の運賃の 80%の払戻 手数料が発生	元の運賃の 90%の払戻手 数料が発生	払戻不可、実際 に代行徴収した 空港建設費およ び燃油付加費の み払い戻し	払戻不可、実際 に代行徴収した 空港建設費およ び燃油付加費の み払い戻し
P、 P1～P5		元の運賃の50% の払戻手数料が 発生	元の運賃の 70%の払戻手 数料が発生	元の運賃の 80%の払戻 手数料が発生	元の運賃の 90%の払戻手 数料が発生	払戻不可、実際 に代行徴収した 空港建設費およ び燃油付加費の み払い戻し	払戻不可、実際 に代行徴収した 空港建設費およ び燃油付加費の み払い戻し
G、G1、G2、B		春秋航空の規定により実施					
I		春秋航空の商品の規定により実施					
O、 D、 J		春秋航空の規定により実施					

ビジネスエコノミークラス自主変更規定：

クラス（メイ ンクラス）	サブクラス	変更を提起した時間					
		フライト出発の 8日前まで	フライト出発 の4日前から 7日前まで	フライト出 発まで24 時間超から 3日前まで	フライト出発 まで2時間超 から24時間前 まで	フライト出発前 2時間以内	フライト出発後

Y, S, H, V, K, L, M	A、B、C… X、 Y、Z	元の運賃の5% の変更手数料が 発生	元の運賃の 5%の変更手数 料が発生	元の運賃の 10%の変更 手数料が発生	元の運賃の 20%の変更手 数料が発生	元の運賃の30% の変更手数料が 発生	元の運賃の50% の変更手数料が 発生
N、Q、T、X、 U、E	A、B、C… X、 Y、Z	元の運賃の5% の変更手数料が 発生	元の運賃の 10%の変更手 数料が発生	元の運賃の 20%の変更 手数料が発生	元の運賃の 30%の変更手 数料が発生	元の運賃の50% の変更手数料が 発生	変更不可、空港 建設費および燃 油付加費のみ払 い戻し
R1～R4	A、B、C… X、 Y、Z	元の運賃の30% の変更手数料が 発生	元の運賃の 50%の変更手 数料が発生	元の運賃の 60%の変更 手数料が発生	元の運賃の 70%の変更手 数料が発生	元の運賃の80% の変更手数料が 発生	変更不可、空港 建設費および燃 油付加費のみ払 い戻し
P、 P1～P5		元の運賃の30% の変更手数料が 発生	元の運賃の 50%の変更手 数料が発生	元の運賃の 60%の変更 手数料が発生	元の運賃の 70%の変更手 数料が発生	元の運賃の80% の変更手数料が 発生	変更不可、空港 建設費および燃 油付加費のみ払 い戻し
G、G1、G2、B		春秋航空の規定により実施					
I		春秋航空の商品の規定により実施					
O、 D、 J		春秋航空の規定により実施					

備考： 同等の座席クラスでの変更、または低価格の座席から高価格の座席への変更のみ可能。変更の際に差額が発生した場合、旅客が差額を負担し、航程の変更は不可。

ビジネスエコノミークラス自主払戻規定：

サブクラス	払い戻しを提起した時間
-------	-------------

クラス (メインクラス)		フライトが発発する7日前(含む)以外	フライトが発発する7日前以内で3日(含む)以外	フライトが発発する3日前以内で24時間(含む)以外	フライトが発発する24時間前以内で2時間(含む)以外	フライト出発前2時間以内	フライト出発後
Y, S, H, V, K, L, M	A、B、C… X、 Y、Z	元の運賃の5%の払戻手数料が発生	元の運賃の10%の払戻手数料が発生	元の運賃の20%の払戻手数料が発生	元の運賃の30%の払戻手数料が発生	元の運賃の40%の払戻手数料が発生	元の運賃の60%の払戻手数料が発生
N、Q、T、X、 U、E	A、B、C… X、 Y、Z	元の運賃の10%の払戻手数料が発生	元の運賃の20%の払戻手数料が発生	元の運賃の30%の払戻手数料が発生	元の運賃の40%の払戻手数料が発生	元の運賃の60%の払戻手数料が発生	払戻不可、実際に代行徴収した空港建設費および燃油付加費のみ払い戻し
R1～R4	A、B、C… X、 Y、Z	元の運賃の40%の払戻手数料が発生	元の運賃の60%の払戻手数料が発生	元の運賃の70%の払戻手数料が発生	元の運賃の80%の払戻手数料が発生	元の運賃の90%の払戻手数料が発生	払戻不可、実際に代行徴収した空港建設費および燃油付加費のみ払い戻し
P、 P1～P5		元の運賃の40%の払戻手数料が発生	元の運賃の60%の払戻手数料が発生	元の運賃の70%の払戻手数料が発生	元の運賃の80%の払戻手数料が発生	元の運賃の90%の払戻手数料が発生	払戻不可、実際に代行徴収した空港建設費および燃油付加費のみ払い戻し
G、 G1、 G2、 B		春秋航空の規定により実施					
I		春秋航空の商品の規定により実施					
O、 D、 J		春秋航空の規定により実施					